

証券コード 8147
2024年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区銀座8丁目3番10号
本社事務所 東京都大田区大森中1丁目18番16号

株 式 会 社 

代表取締役社長 富 田 稔

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.tomitaj.co.jp/invest/meeting.php>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トミタ」又は「コード」に当社証券コード「8147」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都大田区大森中1丁目18番16号
当社本社事務所 3階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第77期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、本招集ご通知の当該書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に記載されている当該書面は、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
 - ◎ 株主総会ご出席者へのお土産を取りやめとさせていただきます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化及び雇用情勢の改善等により、景気は緩やかな回復基調にあるものの、中東情勢等の地政学的リスクの高まり、世界的な金融引き締め等を背景とした為替変動及び原材料価格・原油価格の高騰及び中国の景気減速など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

わが国の工作機械業界は、当連結会計年度は、国内は需要が前年同期比21.3%減少、海外では需要が前年同期比11.4%減少し、その結果国内外全体の受注額は14.8%減少し1兆4,531億円となりました。

こうした環境下、工作機械を主力取扱商品とする当社グループの受注額は、地域ごとに状況は異なるものの、中国の景気減速による市況悪化等の影響により前年同期比減少となりました。一方で売上高は、営業努力と半導体及び電機等の需要増加並びにタイ及びインドにおける旺盛な需要を主因として前年同期比増加となりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は213億1千3百万円（前年同期比5.5%増）、営業利益は6億7百万円（同9.2%増）、経常利益は為替差益の計上等により8億8千6百万円（同30.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億6千1百万円（同21.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本

半導体及び電機等の需要増加を主因として売上が増加し、売上高は134億5千万円（前年同期比8.2%増）となり、営業利益は3億6千9百万円（同17.8%増）となりました。

② 北米

自動車メーカー及び自動車部品メーカー向けの需要増加を主因として売上が増加し、売上高は39億2千1百万円（前年同期比13.8%増）となり、営業利益は1億9千3百万円（同83.5%増）となりました。

③ アジア

タイ及びインドを中心として二輪車メーカー向けの売上が増加したものの、中国等一部地域において需要が減少した結果、売上高は36億6千9百万円（前年同期比6.3%減）となり、営業利益は8百万円（同87.3%減）となりました。

④ その他

前年度の自動車メーカー向け設備投資の反動により売上が減少し、売上高は2億7千2百万円（前年同期比31.6%減）となり、営業損失は7百万円（前年同期は1百万円の営業利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、中東情勢を始めとした地政学的リスクの高まりと世界情勢の不安定化、世界的なインフレ、エネルギー価格の高騰及び足元でのEV（電気自動車）市場の勢いの鈍化等、依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

一方で、当社グループの主力ユーザーである自動車、建機、事務機器、空調機器、半導体等のメーカー及びそのサプライヤーは、グローバルでの需要増加に対し、今後も国内外でその関連分野への設備投資を加速させていくものと考えております。中でも自動車業界はHV（ハイブリッド車）やガソリン車への回帰の動きがみられ設備投資が増加していくものと考えられます。

このような環境の下、当社グループにおける対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① グローバル経営の深化

海外営業拠点を拡充し、さらに国内外の営業拠点が深く連携することで、会社全体の事業の拡大及び収益力の強化を図ってまいります。
2024年2月には、経済成長が著しいインドにおいて、日系製造業向けの新たなサポート拠点として、チェンナイ営業所を開設致しました。

② 成長分野への積極的な事業展開

EV関連市場は足元での鈍化はあるものの、二輪関係を中心に設備投資が行われており、当社グループとしても引き続き新たな商品や設備の提供を継続してまいります。また、回帰の動きがみられるHVやガソリン車に関連した業界等へのアプローチ強化をしてまいります。

③ 顧客ニーズへの対応

仕入先メーカーとの関係を強固にし、顧客ニーズに応じてまいります。国内外での人手不足に起因した自動化・省人化の需要への対応を強化し、顧客満足度を高めてまいります。

④ カーボンニュートラルへの貢献

引き続き環境に配慮した設備や、省エネに繋がる商品の開発及び提案を進めてまいります。

⑤ DXの推進

顧客工場、製造工程におけるDX化に繋がる商品を提案してまいります。また、社内ではDXを使った業務の効率化に努め、社内環境負荷を低減してまいります。

⑥ 人的基盤の強化

多様な人材の確保とともに、次の世代を担う人材の育成に努めてまいります。また、社内労働環境の整備を進め、社員の健康増進及び幸福度向上を図ってまいります。

当社グループは、「フェアプレイで世界のものづくりに貢献する」という企業理念の下、昨年「Next Global 4C (Connect, Change, Challenge, Create)」というモットーを掲げました。その上で「技術に強いグローバル専門商社」を目指し顧客満足度を追求することで、時代の変化に対応して変革を続け、継続的な企業価値の向上に繋げてまいります。

株主の皆様におかれましてはなにとぞ格別のご理解と、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (2020.4～ 2021.3)	第75期 (2021.4～ 2022.3)	第76期 (2022.4～ 2023.3)	第77期 (当連結会計年度) (2023.4～ 2024.3)
売上高(千円)	17,319,480	19,397,350	20,195,897	21,313,799
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	317,115	489,272	462,837	561,242
1株当たり当期純利益(円)	61.16	94.36	89.26	108.24
総資産(千円)	15,846,124	16,264,041	18,172,360	18,459,215
純資産(千円)	9,642,877	10,226,773	10,963,221	11,902,893
1株当たり純資産額(円)	1,813.52	1,925.93	2,063.29	2,234.38

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (2020.4～ 2021.3)	第75期 (2021.4～ 2022.3)	第76期 (2022.4～ 2023.3)	第77期 (当事業年度) (2023.4～ 2024.3)
売上高(千円)	13,180,916	15,051,221	14,883,621	15,652,087
当期純利益(千円)	268,694	386,650	456,025	687,834
1株当たり当期純利益(円)	51.82	74.57	87.95	132.65
総資産(千円)	13,012,769	12,970,508	14,557,214	14,956,047
純資産(千円)	7,636,823	7,921,584	8,364,330	9,119,488
1株当たり純資産額(円)	1,472.78	1,527.71	1,613.12	1,758.76

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
TOMITA U. S. A., INC.	100千US \$	100.0%	機械・工具販売業
TOMITA CANADA INC. (注) 2	200千CA \$	100.0 (100.0)	機械・工具販売業
TOMITA MEXICO, S. DE R. L. DE C. V. (注) 2	500千US \$	100.0 (100.0)	機械・工具販売業
TOMITA U. K., LTD.	220千UK £	95.5	機械・工具販売業
TOMITA ASIA CO., LTD. (注) 1 (注) 3	4,000千THB	49.0 [51.0]	機械・工具販売業
TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD. (注) 2	8,000千THB	99.9 (0.6)	機械・工具販売業
広州富田貿易有限公司	400千US \$	100.0	機械・工具販売業
PT. TOMITA INDONESIA	200千US \$	99.5	機械・工具販売業
VIETNAM TOMITA CO., LTD.	300千US \$	100.0	機械・工具販売業
TOMITA INDIA PVT. LTD. (注) 2	60,000千INR	100.0 (0.0)	機械・工具販売業

- (注) 1.持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
 2.議決権の所有割合の()内は、間接所有の割合で、内数となっております。
 3.議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意する者の所有割合で、外数となっております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2024年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 商 品 名
工 作 機 械 (NC工作機械)	NC旋盤、マシニングセンター、複合加工機、NC研削盤、 NC電気加工機、NCフライス盤、FMS・FMC
(専用工作機械)	切削専用機
(汎用工作機械)	研削盤、小型工作機、フライス盤、旋盤
鍛 圧 機 械	レーザー加工機、プレス、プレスブレーキ、タレットパンチプレス
制 御 機 器	油圧機器、空圧機器、電装機器
工 具 機 器	工作用機器、測定機器、切削工具、伝導機器
そ の 他	電子機器、周辺機器 (ロボット、組立専用機、環境機器を含む)

(8) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区銀座8-3-10
本 社 事 務 所	東京都大田区大森中1-18-16
大 阪 支 店	大阪府吹田市江坂町1-6-1
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区十王町17-6
静 岡 営 業 所	静岡県富士市中里925-6
栃 木 営 業 所	栃木県小山市喜沢1197
神 奈 川 営 業 所	神奈川県伊勢原市高森3-1-4
北 陸 営 業 所	石川県金沢市北安江3-14-12
埼 玉 営 業 所	埼玉県さいたま市中央区下落合6-11-6 東京ビル
茨 城 営 業 所	茨城県水戸市渡里町3268-53
中 国 営 業 所	広島県福山市沖野上町3-2-13 吉本ビル
山 梨 事 務 所	山梨県甲府市中小河原1-11-7 入戸野ビル
四 国 事 務 所	愛媛県松山市本町5-5-4 アクティ本町
東 北 事 務 所	宮城県仙台市太白区柳生2-25-1 メルベイユ柳生

② 子会社
イ 国内

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ツールメールクラブ	本 店 東京都大田区
株 式 会 社 トミタファミリー	本 店 東京都大田区

ロ 海外

名 称	所 在 地
TOMITA U. S. A. , INC.	本 店 Plain City, Ohio, U.S.A.
	営 業 所 Homewood, Alabama, U.S.A.
	営 業 所 Indianapolis, Indiana, U.S.A.
	営 業 所 Peachtree Corners, Georgia, U.S.A.
	営 業 所 Lexington, Kentucky, U.S.A.
TOMITA CANADA INC.	本 店 Concord, Ontario, Canada
TOMITA MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.	本 店 Leon, Guanajuato, Mexico
	営 業 所 Queretaro, Queretaro, Mexico
TOMITA U. K. , LTD.	本 店 Banbury, Oxon, U.K.
TOMITA ASIA CO. , LTD.	本 店 Bangkok, Thailand
	営 業 所 Chonburi, Thailand
TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO. , LTD.	本 店 Bangkok, Thailand
広州富田貿易有限公司	本 店 中華人民共和国, 広東省, 広州市
PT. TOMITA INDONESIA	本 店 Bekasi, Indonesia
VIETNAM TOMITA CO. , LTD.	本 店 Hanoi, Vietnam
	営 業 所 Ho Chi Minh City, Vietnam
TOMITA INDIA PVT. LTD.	本 店 Gurugram, Haryana, India
	営 業 所 Mehsana City, Gujarat, India
	営 業 所 Halasuru, Karnataka, India
	営 業 所 Chennai Tamilnadu, India

(9) 企業集団の使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
217(67)名	△4 (△3)名	46.25歳	16.69年

(注) 1.使用人数は就業員数であり、臨時従業員数及び嘱託社員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

臨時従業員には、契約社員、パート社員及び人材会社からの派遣社員を含んでおりません。

2.使用人数には、使用人兼務取締役が3名含まれております。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	94,998千円
株式会社北陸銀行	65,016千円
株式会社常陽銀行	40,010千円
みずほ銀行(中国)有限公司	14,277千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 23,858,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,158,000株 (内、自己株式972,808株)
- (3) 株主数 5,141名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社トミコーポレーション	503,500株	9.71%
トミタ共栄会	463,600	8.94
富田眞次郎	323,720	6.24
オークマ株式会社	262,000	5.05
ダイキン工業株式会社	250,000	4.82
株式会社みずほ銀行	235,900	4.54
株式会社北陸銀行	223,200	4.30
高松機械工業株式会社	217,400	4.19
株式会社常陽銀行	172,900	3.33
富田薫	168,580	3.25

- (注) 1.当社は自己株式972,808株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
- 2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- 3.持株比率は小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 4.富田眞次郎氏は2024年1月16日に逝去されましたが、2024年3月31日現在において名義書換未了のため、同日現在の株主名簿上の名義で記載しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況
富 田 稔	代表取締役社長（注）1
富 田 薫	取締役会長
樋 口 勝 幸	専務取締役 国内管掌
小 倉 弘 司	常務取締役 海外管掌
中 村 龍 二	取締役 総務部長
栗 田 純 夫	取締役 中部・西日本営業部長
樺 木 徹	取締役 東日本営業部長兼営業統括本部部長
金 口 和 正	取締役（注）2（注）4
齋 藤 正	常勤監査役
土 師 良 一	監査役（注）3（注）4
杉 本 健 司	監査役（注）3（注）4

(注) 1.代表取締役社長富田稔氏の重要な兼職の状況は、次のとおりであります。

法 人 名	法人における地位
TOMITA U. S. A. , INC.	代表取締役
TOMITA CANADA INC.	代表取締役
TOMITA MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.	取締役
TOMITA U. K. , LTD.	代表取締役
TOMITA ASIA CO. , LTD.	取締役
TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO. , LTD.	取締役
広州富田貿易有限公司	取締役
PT. TOMITA INDONESIA	取締役
VIETNAM TOMITA CO. , LTD.	取締役
TOMITA INDIA PVT. LTD.	取締役
株式会社ツールメールクラブ	代表取締役
株式会社トミタファミリー	代表取締役

2.取締役金口和正氏は、社外取締役であります。

3.監査役土師良一氏及び杉本健司氏は、社外監査役であります。

4.当社は、社外取締役金口和正氏、社外監査役土師良一氏及び杉本健司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬は、中長期的な視点に立って企業価値を高める意思決定を行うことを促進するものとしており、固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬である賞与により構成されております。

取締役の報酬のうち、基本報酬は、当社の経営環境と各取締役の役位、職責、従業員とのバランス等を勘案し、賞与は、当該年度の業績及び各取締役の業績への貢献度を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により一任された代表取締役社長富田稔及び取締役会長富田薫が、個別の報酬額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門や職責の評価を行うには代表取締役社長及び取締役会長が最も適しているからであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬額等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	162,195	85,950	58,020	18,225	10
監査役	7,800	7,800	-	-	3
合計	169,995	93,750	58,020	18,225	13
(うち社外役員)	(9,300)	(9,300)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.取締役の金銭報酬額は、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額2億2千万円以内（うち社外取締役分2千万円以内）と決議しており（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名）であります。
- 3.業績連動報酬は、営業利益の達成度合いに応じてその一定割合に各取締役の業績への貢献度を勘案し算定されております。
- 4.監査役の金銭報酬額は、2013年6月27日開催の第66回定時株主総会において年額1千8百万円以内と決議しており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
- 5.退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額を記載しております。
- 6.上記には、2022年10月20日に逝去により退任した取締役1名、2023年6月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役は1名）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役金口和正氏、監査役土師良一氏及び杉本健司氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- ② 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 主な活動状況

区分・氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 金口 和正	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席しました。取締役会において、大手自動車部品メーカーの役員経験者としての幅広い見識と豊富な経験及び自動車関連業界に対する幅広い知識に基づき、独立した立場から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 土師 良一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会6回のうち6回に出席しました。取締役会において、工作機械業界に対する幅広い知識と経験に基づき、独立した立場から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 杉本 健司	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会6回のうち6回に出席しました。取締役会において、企業経営経験者としての幅広い見識と豊富な経験及び工作機械業界に対する幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

3. 当社の重要な子会社のうち、TOMITA U.S.A.,INC.、TOMITA CANADA INC.、TOMITA MEXICO,S,DE R.L. DE C.V.、TOMITA ASIA CO.,LTD.、TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、広州富田貿易有限公司、PT.TOMITA INDONESIA、VIETNAM TOMITA CO.,LTD.及びTOMITA INDIA PVT.LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人のコンプライアンスの意識の維持・向上を図り、法令・定款の遵守を徹底するため、必要な社内規程・マニュアル等を作成する。問題が発生した場合、その内容・対処案が総務部門を通じて、代表取締役社長、取締役会、監査役等に報告される体制とする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に関する文書は、別途定める社内規程に従い、保存・管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関連するリスクの識別、評価、対応を適切に行うため、別途社内規程、マニュアル等を整備し、損失の危険を発見した場合は直ちに部門長を通じ、総務部並びに担当役員等に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会を毎月一回定期的を開催するほか、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役の参加する部門長会、部課長会をそれぞれ隔月に開催し、業務執行に関する協議を行う。

2) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離により、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における事業リスクの有無を確認するため、状況報告、決裁承認体制を整備するとともに子会社等におけるコンプライアンスの徹底を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の意向を尊重し、必要に応じた人員を配置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置した人員の異動、評価等については、監査役の意見を尊重することとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は「取締役会規程」を遵守するとともに、監査役に職務の執行状況を報告する。監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役又は使用人に対して報告を求め、必要に応じて子会社から事業に関する報告を求めることとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、前項に記載のとおり重要な意思決定の過程等を把握するため取締役会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧し、また、各取締役とも情報交換を行い、報告連絡が十分機能する体制を整える。

⑩反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で対応する。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた体制を整備しているほか、以下の具体的な取組みを行っています。

①コンプライアンスに対する取組み

当社の取締役等及び使用人に向けて、内部通報制度の周知やインサイダー取引防止のためのメッセージを定期的に発信し、社内の意識向上に向けた取組みを継続的に行った。

②内部統制委員会の継続的開催

当社は、従来から内部統制に関する現状認識・課題把握のため、監査役も参加する「内部統制委員会」を継続的に開催している。当事業年度は12回開催した。

③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会を17回開催し、法令又は定款に定められた事項や当社及び子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けた。なお、独立性を保持した社外監査役はこれらを監督している。また、部門長会、部課長会をそれぞれ隔月で開催し、そこには代表取締役社長、専務取締役及び常務取締役も参加し、業務執行に関する協議を行った。

④監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会を6回開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施した。また、監査役は会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施した。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円 未満は切捨表示)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(13,476,895)	流動負債	(5,049,384)
現金及び預金	6,234,367	支払手形及び買掛金	2,393,420
受取手形	609,055	電子記録債務	1,381,596
売掛金	3,489,422	短期借入金	203,629
電子記録債権	1,815,303	未払法人税等	173,335
商品	634,853	前受金	526,215
前渡金	372,797	賞与引当金	117,000
その他	321,094	役員賞与引当金	55,000
固定資産	(4,982,319)	その他	199,187
有形固定資産	[1,119,178]	固定負債	(1,506,936)
建物及び構築物	269,580	長期借入金	25,080
土地	699,768	繰延税金負債	711,104
その他	149,829	再評価に係る繰延税金負債	330,909
無形固定資産	[33,827]	役員退職慰労引当金	314,016
その他	33,827	退職給付に係る負債	27,088
投資その他の資産	[3,829,312]	その他	98,737
投資有価証券	2,722,686	負債合計	6,556,321
投資土地	787,862	純資産の部	
繰延税金資産	32,291	株主資本	(9,034,275)
その他	300,643	資本金	397,500
貸倒引当金	△14,171	資本剰余金	280,300
資産合計	18,459,215	利益剰余金	8,809,956
		自己株式	△453,480
		その他の包括利益累計額	(2,551,400)
		其他有価証券評価差額金	1,490,197
		土地再評価差額金	529,500
		為替換算調整勘定	531,702
		非支配株主持分	(317,217)
		純資産合計	11,902,893
		負債純資産合計	18,459,215

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

科目	金額	
売上高		21,313,799
売上原価		17,536,782
売上総利益		3,777,017
販売費及び一般管理費		3,169,471
営業利益		607,546
営業外収益		
受取利息及び配当金	61,122	
仕入割引	13,652	
受取賃貸料	88,950	
為替差益	127,398	
保険解約返戻金	28,503	
その他	8,388	328,016
営業外費用		
支払利息	2,375	
不動産賃貸費用	34,635	
売上割引	2,563	
その他	9,859	49,434
経常利益		886,128
特別利益		
固定資産売却益	635	635
特別損失		
固定資産除却損	230	
投資有価証券売却損	7,457	7,688
税金等調整前当期純利益		879,075
法人税、住民税及び事業税	298,664	
法人税等調整額	△11,384	287,279
当期純利益		591,795
非支配株主に帰属する当期純利益		30,552
親会社株主に帰属する当期純利益		561,242

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	397,500	280,300	8,342,046	△453,480	8,566,366
当期変動額					
剰余金の配当			△93,333		△93,333
親会社株主に帰属する 当期純利益			561,242		561,242
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	467,909	-	467,909
当期末残高	397,500	280,300	8,809,956	△453,480	9,034,275

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,329,540	529,500	273,128	2,132,169	264,685	10,963,221
当期変動額						
剰余金の配当						△93,333
親会社株主に帰属する 当期純利益						561,242
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	160,656	-	258,574	419,230	52,532	471,763
当期変動額合計	160,656	-	258,574	419,230	52,532	939,672
当期末残高	1,490,197	529,500	531,702	2,551,400	317,217	11,902,893

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円 未満は切捨表示)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(9,903,783)	流動負債	(4,539,701)
現金及び預金	3,644,072	支払手形	248,941
受取手形	609,055	電子記録債務	1,381,596
電子記録債権	1,815,303	買掛金	1,837,416
売掛金	3,035,783	短期借入金	140,000
商品	97,507	1年内返済予定の長期借入金	49,968
前渡金	306,708	未払法人税等	133,409
関係会社短期貸付金	15,140	前受金	482,609
その他	380,211	賞与引当金	117,000
固定資産	(5,052,263)	役員賞与引当金	55,000
有形固定資産	[1,009,517]	その他	93,761
建物	261,136	固定負債	(1,296,856)
構築物	170	長期借入金	25,080
工具、器具及び備品	13,151	繰延税金負債	599,180
土地	699,768	再評価に係る繰延税金負債	330,909
建設仮勘定	35,291	役員退職慰労引当金	276,091
無形固定資産	[21,033]	預り保証金	56,616
電話加入権	5,454	その他	8,979
ソフトウェア	15,579	負債合計	5,836,558
投資その他の資産	[4,021,712]	純資産の部	
投資有価証券	2,720,951	株主資本	(7,099,790)
関係会社株式	197,952	資本金	[397,500]
関係会社出資金	66,950	資本剰余金	[280,300]
破産更生債権等	14,126	資本準備金	280,300
投資建物等	33,012	利益剰余金	[6,875,470]
投資土地	787,862	利益準備金	99,375
差入保証金	58,241	その他利益剰余金	6,776,095
保険積立金	155,428	別途積立金	950,000
その他	1,356	繰越利益剰余金	5,826,095
貸倒引当金	△14,171	自己株式	[△453,480]
資産合計	14,956,047	評価・換算差額等	(2,019,698)
		その他有価証券評価差額金	[1,490,197]
		土地再評価差額金	[529,500]
		純資産合計	9,119,488
		負債純資産合計	14,956,047

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

科目	金額	
売上高		15,652,087
売上原価		13,637,654
売上総利益		2,014,433
販売費及び一般管理費		1,646,767
営業利益		367,666
営業外収益		
受取利息及び配当金	297,948	
為替差益	172,412	
受取賃貸料	90,500	
保険解約返戻金	28,503	
その他	16,341	605,707
営業外費用		
支払利息	2,042	
不動産賃貸費用	48,053	
その他	3,185	53,281
経常利益		920,091
特別損失		
投資有価証券売却損	7,457	7,457
税引前当期純利益		912,634
法人税、住民税及び事業税	231,090	
法人税等調整額	△6,291	224,799
当期純利益		687,834

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	397,500	280,300	280,300	99,375	950,000	5,231,594	6,280,969
当期変動額							
剰余金の配当						△93,333	△93,333
当期純利益						687,834	687,834
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	594,501	594,501
当期末残高	397,500	280,300	280,300	99,375	950,000	5,826,095	6,875,470

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△453,480	6,505,288	1,329,540	529,500	1,859,041	8,364,330
当期変動額						
剰余金の配当		△93,333				△93,333
当期純利益		687,834				687,834
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）			160,656	-	160,656	160,656
当期変動額合計	-	594,501	160,656	-	160,656	755,157
当期末残高	△453,480	7,099,790	1,490,197	529,500	2,019,698	9,119,488

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 トミタ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大山昌一
指定社員 業務執行社員 公認会計士 指野豊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トミタの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トミタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 トミタ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大山昌一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	指野豊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トミタの2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査の方針に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社トミタ 監査役会

常勤監査役 齋藤 正 ㊟

社外監査役 土師 良 一 ㊟

社外監査役 杉本 健 司 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに将来の事業展開や企業体質強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、業績に見合った配当を継続することを基本方針とさせていただいていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円とさせていただきたいと存じます。
また、この場合の配当総額は103,703,840円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

以上

会場ご案内図

東京都大田区大森中1丁目18番16号
当社本社事務所3階会議室
電話 東京 (03) 3765-1219



●京浜急行線 梅屋敷駅より徒歩4分